

(公安職俸給表(二)の適用範囲)
第五条 公安職俸給表(二)は、次に掲げる職員に適用する。
 一・二 (略)

三 海上保安庁警備救難部若しくは交通部の航行安全課若しくは安全対策課、海上保安学校又は管区海上保安本部に勤務する者及びその他海上保安庁に勤務する者で船舶に乗り組むもの。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) (3) (略)
- (4) 管区海上保安本部の総務部、経理補給部、船舶技術部、海洋情報部若しくは交通部(航行安全課及び安全対策課を除く。)又は警備救難部の船舶技術課に勤務する者(船舶に乗り組む者を除く。)
- (5) (8) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
 平成三十一年四月一日

人事院規則九一六―八五

人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則
 人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを削る。
 掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを削る。改正前欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを削る。

改 正 後

別表第一 適用区分表(第一条関係)

勤務箇所	職 員	調整数
一 人事院、内閣官房(内閣サイバーセキュリティセンターを除く。)、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員(人事院の定める者に限る。)	一
一の二 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター	(1) サイバーセキュリティ運用専門官(人事院の定める者に限る。) (2) 上席情報システム専門官及び情報システム専門官(人事院の定める者に限る。)	二

改 正 前

別表第一 適用区分表(第一条関係)

勤務箇所	職 員	調整数
一 人事院、内閣官房(内閣サイバーセキュリティセンターを除く。)、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員(人事院の定める者に限る。)	一
一の二 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター	サイバーセキュリティ運用専門官(人事院の定める者に限る。)	二

(公安職俸給表(二)の適用範囲)
第五条 公安職俸給表(二)は、次に掲げる職員に適用する。
 一・二 (略)

三 海上保安庁警備救難部若しくは交通部の航行安全課若しくは安全対策課、海上保安学校又は管区海上保安本部に勤務する者及びその他海上保安庁に勤務する者で船舶に乗り組むもの。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) (3) (略)
- (4) 管区海上保安本部の総務部、経理補給部、船舶技術部若しくは海洋情報部又は警備救難部の船舶技術課若しくは交通部の企画課若しくは整備課に勤務する者(船舶に乗り組む者を除く。)
- (5) (8) (略)

人事院総裁 一宮なほみ